

## 令和5年4月1日付け人事異動の概要

### 1 人事異動の規模

- (1) 昨年の異動者数に対して74人多い897人の人事異動となりましたが、そのうち福祉部、保健部及び環境部における業務の応援体制構築のために行っていた兼務発令の解除のみの異動者60人を差し引くと837人であり、例年並みの人事異動となっています。
- (2) 3月末の退職者は、部長級11人、次長級5人、課長級7人、担当課長級4人を始めとした154人で、昨年より1人減少しています。
- (3) 新規採用者（任期付職員を除く。）は221人で昨年と比較して26人増加しています。

なお、採用者の内訳は以下のとおりです。

事務職	36人（昨年 28人）	※一般事務、学芸員、医療事務
技術職	17人（昨年 12人）	※土木、建築、電気、化学、薬剤師、保健師、管理栄養士
保育士	25人（昨年 24人）	
消防職	16人（昨年 9人）	
医師・歯科医師	38人（昨年 32人）	
医療技術職	10人（昨年 9人）	※診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師等
看護師	72人（昨年 74人）	
技能業務職	7人（昨年 7人）	

### 2 人事異動の特色

- (1) 組織改正について（ア～エ 令和4年11月18日発表済み）

#### ア 保健所における業務執行体制の再編

保健行政の政策立案組織と実施組織の明確化に向けた体制づくりのため、保健企画課を「保健政策課」に名称変更し、保健部内の各課等において行っている各種計画策定業務などの政策的な業務を集約する。

#### イ 土木インフラの管理体制の再編

土木インフラである道路及び橋りょうの個別施設計画等が策定され、今後の見通しが立ったことから、土木建設部道路予防保全課を廃止し、効率的・効果的な管理運営を推進するため、道路に関する業務を道路維持課に、橋りょうに関する業務を道路建設課に移管し、それぞれの課において更新及び進捗管理を行う。

#### ウ まちづくり施策の執行体制の再編

QURUWA戦略、歴史まちづくり、景観や環境の保全・形成に資するまちづくりなど、まちづくりに関する施策を一体的に管理し、執行するため、都市政策部都市施設課とまちづくりデザイン課を統合し、「まちづくり推進課」とする。

#### エ 市有建築物等に関する施策執行体制の再編

市有建築物等に関する施策の効率的・効果的な執行体制づくりのため、都市基盤部施設保全課を廃止し、市有建築物の保全及び維持管理の適正化に関する業務等を財務部行政経営課に、公共施設のエネルギーに関する業務を環境部ゼロカーボンシティ推進課に、市有建築物の点検や建築・保全に係る技術基準に関する業務等を都市基盤部建築課にそれぞれ移管する。

オ 新型コロナウイルスワクチンと、それ以外のワクチン接種を一元的に管理し、接種の推進を図るため、新型コロナウイルスワクチン接種推進室を「ワクチン接種推進室」に変更するとともに、保健予防課の予防接種係の業務を当該室に移管し、「予防接種1係」と「予防接種2係」の2係体制とする。

(2) 人員配置について

ア 各部署の事務事業が専門性を増す傾向にあることから、人事異動による事業の停滞を最小限に抑えるため、職員個々の知識・経験や意欲を重視した適材適所の人員配置を行いました。

イ 役職者数については、部長級の増減はありませんが、次長級で4人減少し、課長級で1人増加しました。

ウ 役職者への登用は、担当職務に対する知識・経験を重視するとともに、能力・業績に基づく人事評価の結果を踏まえて行いました。

エ 女性職員の管理職への登用については、能力・実績により登用しています。

昇任者数では、次長級へ2人、課長級へ5人、副課長となる主幹級へは4人と、積極的な登用を進めています。

なお、副主幹級以上の管理職において、女性が占める割合は29.5%（R4：28.9%）へと向上しています。

オ 経験の必要な業務（福祉、税など）では専門性が高い職員の養成に努める一方、主任主査級未満の職員については、自己申告制度による本人の意思も尊重し、概ね5年程度、同一職場に在籍した者の配置換えを優先的に行いました。

カ 本市における重要な政策課題に係る専門的な知識・技術の習得等のため、引き続きデジタル庁及び環境省に職員を派遣します。

デジタル庁 1人 2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）

環境省 1人 1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

キ 岡崎市職員の公益的法人等への派遣に関する条例に基づいて、新たに社会福祉法人「むつみ会」に職員派遣を行います。

むつみ会 14人 3年間

(3) 再任用職員の活用について

令和4年度は昨年度より8人減の224人を任用する予定です。短時間勤務だけでなくフルタイム勤務の再任用も任用しますので、フルタイム勤務職員が昨年度より17人増の126人、短時間勤務職員が25人減の98人となる予定です。

なお、令和4年度に部の主要課題を専門的に処理させるため、園長級以外では初めて、部長級経験者を「専門監」として副主幹級の管理職に登用し、総合政策部、経済振興部及び土木建設部に配置しましたが、令和5年度は、新たに社会文化部及び都市基盤部に専門監を配置しました。

(4) 職員数について

定員適正化計画では、行政職と労務職の全体数は現状を維持しつつ、新たな行政課題や市民ニーズの多様化、権限移譲に伴う業務量の増加に対応するため、労務職の減員に応じた行政職の採用を進めてきました。

しかし、市民生活に密接に関連した保育職、消防職といった職種については、必要なサービスの提供が可能となる人員を確保するため、別途、職員を採用しています。

その結果、全体の職員数としては、昨年よりも35人増加し、3,937人になると見込んでいます。